

令和 6 年 1 2 月 6 日

民事訟廷管理官 殿（本庁、支部）

民事部主任書記官 殿（本庁（9 部、20 部及び 21 部を除く）、支部）

東京簡易裁判所

民事首席書記官 殿

管内簡易裁判所庶務課長 殿

東京地方裁判所民事首席書記官

ウェブ会議等の IT ツールを活用した民事訴訟の期日等の実
施状況の報告について（事務連絡）

令和 5 年 1 2 月 2 2 日付け最高裁判所事務総局民事局総括参事官事務連絡「ウェブ会議等の IT ツールを活用した民事訴訟の期日等の実施状況の報告について」による報告について、下記のとおり定めましたから、令和 7 年 1 月分の報告（令和 7 年 2 月 5 日報告期限）から、これによってください。

記

第 1 調査の目的

ウェブ会議等の IT ツールを活用した民事訴訟の期日等の実施状況を把握することにより、今後の施策の検討のほか外部機関等からの照会に備えることを目的とする。

第 2 調査事項

ウェブ会議の方法により実施した以下の 1 ないし 4 の期日等の種類別の件数

- 1 民事訴訟法に基づいて裁判所が争点及び証拠の整理を行うためにする手続等（弁論準備手続の期日、書面による準備手続の協議、進行協議期日及び事実上の打合せ。）

- 2 民事訴訟法に基づく口頭弁論の期日及び和解の期日
- 3 民事訴訟事件が民事調停法第 20 条第 1 項の規定に基づいて調停に付された場合の当該調停の期日（ただし、当該調停事件を担当する裁判官が常に手続を主宰する場合に限る。）
- 4 労働審判手続の期日

第 3 調査方法

各庁・各部において適宜の方法で調査する。

なお、e 事件管理システムを利用して調査する場合は、別紙手順書を参考にする。

第 4 報告書及び報告フォームの記入要領

1 期日等の種類別の実施件数

ウェブ会議を実施した期日等の種類別の件数については、2 で選択した区分に応じて、(1)及び(2)の定めるところにより、その総数を記載する。なお、同月中に同一事件につき複数回期日等が行われた場合は、当該期日等の回数を計上する。

- (1) 併合事件の場合は、基本事件を 1 件として計上し、分離事件の場合は、分離事件、被分離事件をそれぞれ 1 件として計上する。
- (2) 民事調停法第 20 条第 1 項の規定に基づいて民事訴訟事件が調停に付された場合において、当該調停の期日でウェブ会議を実施したときは、当該調停事件を 1 件として計上する。

2 期日等の種類の区分

ウェブ会議を実施した期日等は、「口頭弁論」、「弁論準備」、「進行協議」、「書面による準備手続」、「和解」、「労働審判」、「調停（民調法 20 条 1 項に基づく調停）」又は「事実上の打合せ」のいずれかに区分する。

第 5 報告庁及び部署

- 1 本庁民事部のうち 9 部、20 部及び 21 部を除く各部

- 2 立川支部
- 3 東京簡易裁判所（墨田庁舎分を含む。）
- 4 管内簡易裁判所

第6 報告方法及び報告時期

1 報告方法

(1) 本庁

各部の主任書記官は、調査した結果を、別途通知するURLのFormsで回答する方法により、2の報告期限までに報告する。

(2) 立川支部

調査した結果を、2の報告期限までに、令和5年12月22日付け最高裁判所事務総局民事局総括参事官事務連絡「ウェブ会議等のITツールを活用した民事訴訟の期日等の実施状況の報告について」別紙様式2により、メール（宛先については別途通知する。）で報告する。報告するに当たり、ファイル名は「XXXXXXXXXX」とする。

(3) 東京簡易裁判所及び管内簡易裁判所

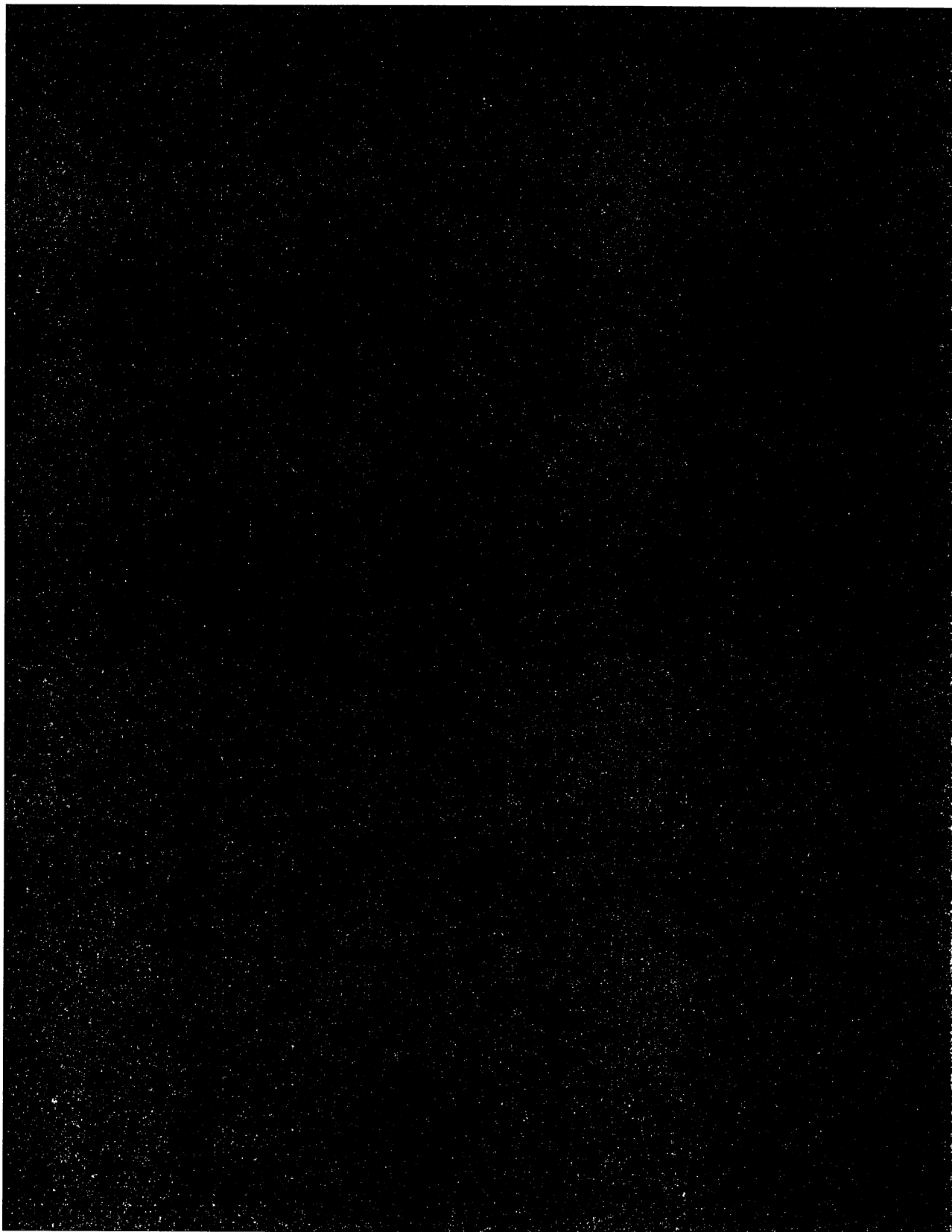
調査した結果を、2の報告期限までに、上記(2)の事務連絡別紙様式3により、メール（宛先については別途通知する。）で報告する。報告するに当たり、ファイル名は別表のものとする。

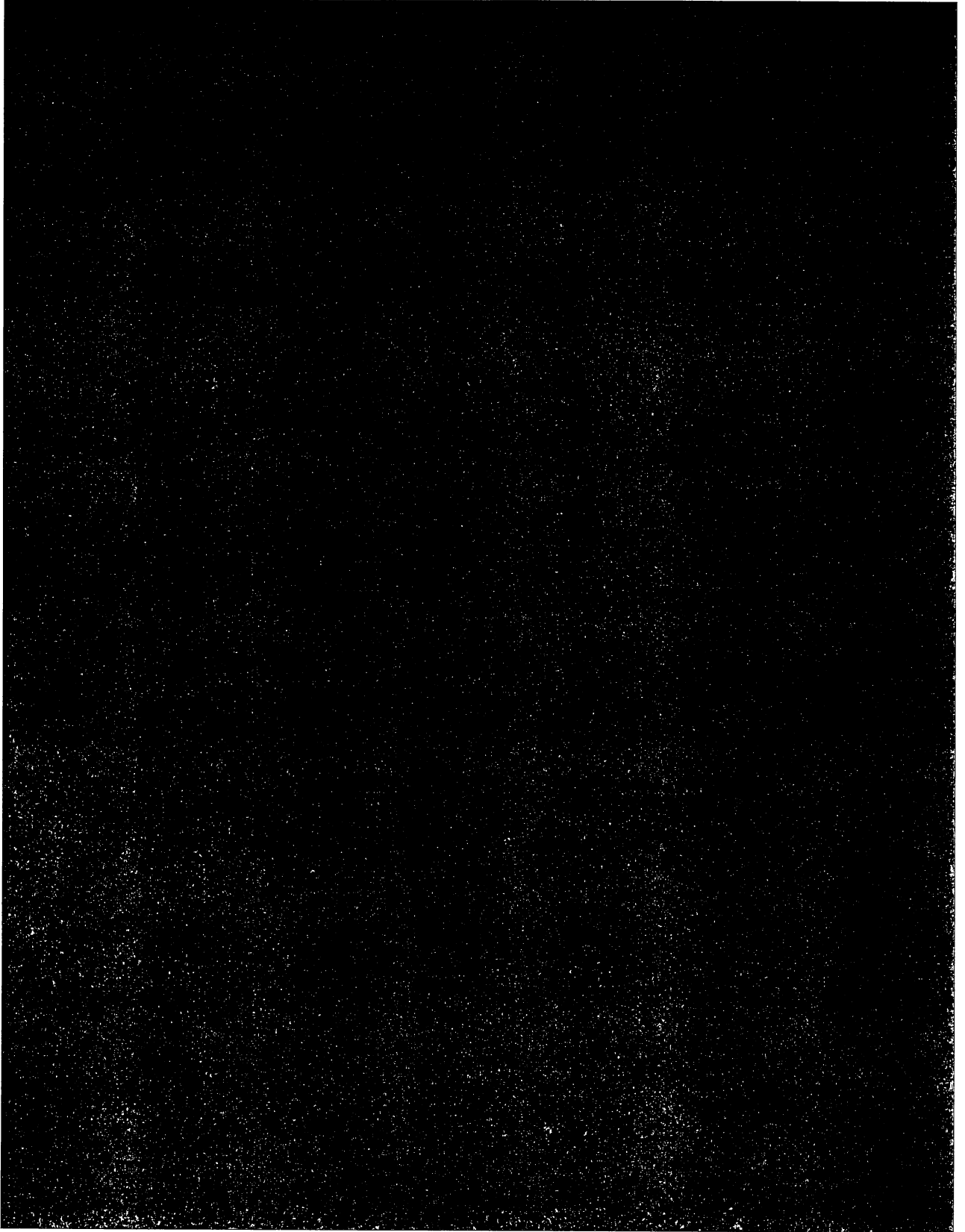
2 報告期限

当月分を翌月5日（休日の場合は翌開庁日）までに報告する。

(別紙)

手順書





(別表)

【機密性2】

庁名		ファイル名
東京地裁	東京簡裁	
	八丈島簡裁	
	伊豆大島簡裁	
	新島簡裁	
	八王子簡裁	
	立川簡裁	
	武蔵野簡裁	
	青梅簡裁	
	町田簡裁	